

2025年3月19日

〔第1.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」 遵守状況報告書

概 要

1. 法人名等

法 人 名	学校法人東洋大学
法 人 代 表 者	理事長 安齋 隆
担 当 部 署	総務部総務課
お 問 合 せ 先	03-3945-7224

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図



「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	「私立大学ガバナンス・コード」（日本私立大学連盟）に定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 1－1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人では、2020年3月に学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」を策定し、教職員、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、本学の教育研究目的を明確に示すため、大学ホームページ上に公表している。 学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」の策定及び実行においては、私立大学ガバナンス・コードに定められた方策（教職員等からの意見反映、外部環境の変化等に伴う計画の修正、法人ガバナンス、財務マネジメント、人事マネジメントに係る方針と計画の策定）等により、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するとともに、自律的な学校法人運営となるよう、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続けている。 なお2025年4月からは「TOYO GRAND DESIGN 2025-2029」を新たに策定し、具体的なアクションプランに基づき実行していくことになっている。 以上より、当該原則を遵守している。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	「私立大学ガバナンス・コード」（日本私立大学連盟）に定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 2－1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人では、建学の理念に基づき、大学及び大学院の目的を大学学則及び大学院学則に定めている。この学則に準じて、学部・研究科では、教育目的・教育目標として「人材の養成に関する目的」「学生に修得させるべき能力等の教育目標」等、並びに3つのポリシーを学部規程及び研究科規程に定めている。これら諸規程は大学ホームページ等を通じて、教職員や学生のみならず広く社会に発信をしている。 学部・研究科では、教育目標、方針を踏まえて達成目標や具体的な行動指針を明確にした中長期計画を策定しており、学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」はこれを含めて策定されている。そして、この中長期計画を着実に実行するために、会計年度ごとの事業計画を策定し、予算執行状況や取組状況を学長に報告するとともに、学校法人として中期計画の進捗状況の把握に努めている。 事業計画の策定にあたっては、学校法人の予算編成方針、また学長から示される教学基本方針及び教学予算編成方針を踏まえて、中長期計画等を実行するための効率的な予算等の配分を行えるようにしている。 3つのポリシーの達成状況の把握、各ポリシーの整合性の検証については、学部及び研究科等の教学組織を中心とした自己点検・評価活動や学修成果の測定・把握を通じて、取り組んでいる。 また、全学的な内部質保証推進組織である大学評価統括本部の下、自己点検・評価結果や認証評価結果等を踏まえ、各組織に対して提言する体制を構築し、教育活動の改善の活性化、改善サイクルの実質化を図っている。 2021年度には認証評価機関である（公財）大学基準協会の機

関別認証評価を受審し、「適合」認定を受けた。評価結果では、社会貢献、教育課程・学習成果、学生支援等における本学の取り組みを5つ長所として取り上げられた一方、大学院の定員管理について、改善課題があるとの提言を受けた。この評価結果等を踏まえて、全学的な内部質保証体制の下、自己点検・評価活動を行い、教育活動等の改善に取り組んでいる。

留学生の受入並びに派遣に係る諸施策については、国際教育センターが中心となり、受入留学生の日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の事前・事後教育を実施する等、アカデミックな活動を行っている。特に受入留学生の日本語教育プログラムや派遣留学生の事前・事後教育は、全学部の基盤教育科目として取り入れられており、アカデミックな意義付けが明確となっている。

2019年度には、留学生の受入並びに派遣に係る諸施策を含む、本学の国際化教育の取組について、国際大学協会（IAU）の国際化に関する外部評価「ISAS（Internationalization Strategy Advisory Service）2.0」を受け、IAUの専門家パネルより、12の称賛と16の勧告を含む助言を得た。この評価結果等を踏まえて、国際化教育の改善に取り組んでいる。2025年度にも、国際大学協会（IAU）の評価を受審する予定である。

リカレント教育の諸施策に関しては学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」に「生涯学習のための多様な機会の提供」を方針及び計画として掲げ、人生100年時代に合った生涯学習のための多様な機会を提供することとしている。

以上より、当該原則を遵守している。

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人は、創立者井上円了博士の教育理念である「余資なく、優暇なき者」のために「社会教育」と「開かれた大学」を目指すことを、今日まで続けている。夜間学部の設置のほか、社会貢献センターが中心となり取り組んでいる、全国講師派遣事業、公開講座（東洋大学フィロソフィアカデミー含む。）や生涯学習支援プログラム等、時代を超え、また時代に即した形に合わせて、自らの可能性を拓いていく学びの「場」として広くリカレント教育活動を展開している。 全学的な内部質保証推進体制の下、社会・地域貢献に係る方針を策定しているほか、学校法人東洋大学中期計画「TOYO GRAND DESIGN 2020-2024」において社会貢献・社会連携に関する中期計画を策定し、社会貢献センターを中心とした、社会・地域との連携及びSDGsに関する取組みを支援する体制を構築している。 また社会貢献センター内にボランティア支援室を設置し、学生や教職員の組織的なボランティア活動及び学生へのSDGsの啓蒙活動を支援、推進している。 社会貢献センターは年次報告書を作成することを通じて、自らの活動報告のみならず、学内の自主的な社会貢献活動、ボランティア活動の把握に努めている。 これらの社会貢献・連携・SDGs推進体制は諸規程を整備した上に構築されており、社会・地域と連携を深め、地球社会の明るい未来づくりの発展に積極的に貢献していく環境を整備している。 以上より、当該原則を遵守している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	「私立大学ガバナンス・コード」（日本私立大学連盟）に定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 3－1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人では、「学校法人東洋大学寄附行為」に「理事会は、この法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。」と定めるとともに、「学校法人東洋大学理事会の業務及び運営並びに理事の職務に関する規則」において、理事会は、「この法人の業務を決定し、及び理事の職務の執行を監督し、法人の円滑な運営を図ることを、その基本的な権能とする。」ことを明確に規定し、理事会における監査機能の充実化を図っている。また、監査機能の中心となる監事監査については、私立学校法、「学校法人東洋大学寄附行為」及び「学校法人東洋大学監事監査規則」に基づき、法人の業務及び財産の監査を行い、理事会及び評議員会に報告している。 監事は、「学校法人東洋大学監事選出規則」により定められた「監事候補者選考委員会」の選考により推薦された者について理事会が選出し、評議員会の同意を得て理事長により選任される。なお、任期は「学校法人東洋大学寄附行為」により3年と定められ、再任は妨げない（ただし、2025年4月1日施行の私立学校法に対応した「学校法人東洋大学寄附行為」の改正により、現任期は2027年度の定時評議員会終結時までとなる）。監事は、理事会及び評議員会に毎回出席して理事及び評議員による議題の審議状況や理事長及び常務理事並びに教職員から業務報告を聴取し、意見を陳述しているほか、常務理事会の議事録や重要な決裁文書

の閲覧を中心に監査を実施している。また、監査法人から定期的に監査状況の報告を受けているほか、理事長及び常務理事並びに事務局長に対するヒアリングを実施している。加えて、文部科学省主催の法人監事研究会や大学監査協会開催の研修への参加等、近々の動向に対応するための情報を得る機会を設けている。また、内部監査人が参加した研修資料等を定期的な監事会にて報告、説明を行う等情報提供を行っている。その前後で監事だけの打ち合わせを行うこともある。なお、会計監査人は、「学校法人東洋大学経理規則」により、理事会が選定することになっている。

以上より、当該原則を遵守している。

遵守原則 3－2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人は、コンプライアンスの違反行為の発生や被害拡大の防止の観点から、法人役員、法人と雇用関係にある全ての教職員を対象として、法令、学内諸規則、「学校法人東洋大学行動規範」に違反する行為またはその恐れがある行為の早期発見と速やかな是正措置及び公益通報者の保護を目的とした、「学校法人東洋大学公益通報に関する規則」を制定し運用している。 また、大学ホームページにおいて、公益通報の有用性、通報方法、相談方法等について周知している。公益通報及び相談窓口は、学内窓口（内部監査室に設置）のほか、専用ホットラインにより、電話又はWebで通報できる外部窓口を設置し、通報者の保護及び通報の躊躇を軽減する環境を整えている。 本法人は、個人情報を保護するために必要な安全管理措置を講じている。情報システム等にかかる技術的な安全管理措置のほか、物理的安全管理措置を講じるとともに、組織的、人的安全管理体制を構築し、個人情報の保護に努めている。 以上より、当該原則を遵守している。

遵守原則 3－3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人は、法令等に則り、広く社会に対して積極的な情報公開を行っている。 情報公開については、各学部・研究科の3つのポリシー、自己点検・評価結果、認証評価結果、改善報告書、財務情報、事業報告書、教育研究活動を中心とした諸活動の状況、学校法人が相当割合を出資する事業会社に関する情報等を大学ホームページに適切に公表している。また、内部質保証に関する全学的方針、内部質保証に関する諸規程等を公表している。学校教育法施行規則において求められている教育情報の公表についても、関連部局が連携を図り、適切な情報公開となっているか、点検を行っている。 これらの情報公開については、アクセスしやすいよう、また、幅広いステークホルダーにとって理解しやすいよう、留意している。 以上より、当該原則を遵守している。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	「私立大学ガバナンス・コード」（日本私立大学連盟）に定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則4－1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクспレインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	理事長及び常務理事は「学校法人東洋大学理事長及び常務理事の選任に関する規則」に基づき、選任されている。 理事長の選任については、同規則に基づき、理事長選考委員会において、理事のうちから理事長候補者を選考し、理事会に理事長候補者について、議案として提出し、理事会は理事長候補について、理事総数の4分の3以上の賛成を得て、選任するとしている。また、「学校法人東洋大学理事会会議規則」に基づき、選任された理事長は、理事会の議長となることが規定されている。 常務理事の選任については、理事長を含めた7名の委員で組織する常務理事選考委員会を設置し、卒業生理事、教職員理事及び学識理事のうちから、常務理事候補者3名を選考して理事長が常務理事候補者を理事会において推薦し、理事総数の3分の2以上の賛成を得て、常務理事として選任するとしている。 なお、理事長及び常務理事は、再任により連続3期まで、理事の任期は、「学校法人東洋大学寄附行為」に基づき、1期3年としている（ただし、2025年4月1日施行の私立学校法に対応した「学校法人東洋大学寄附行為」の改正により、現任期は2027年度の定時評議員会終結時までとなる）。 理事長の権限について、「学校法人東洋大学寄附行為」に、「理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する」と規定し、代表権の制限として、「理事長以外の理事は、この法人の業務についてこの法人を代表しない」と定め、常務理事の権限については、「常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する」と規定し、「学校法人東洋大学常務理事の職務に関する規則」により、常務理事の業務分掌及び理事長の常務理事への委任事項を明確にしている。また、本法人は事務局長制度を用いており、「学校法人東洋大学寄附行為」に基づき、「事務局部長職に

ある専任職員のうちから理事長が選任」し、「事務局長は、理事長及び常務理事の命を受けて事務局間等の連絡調整に当たり、この法人の事務を統括する」と定めている。その他、理事長、内部監査人等の間で適時、適切に意思疎通を図っている。

教学組織と法人組織の権限と責任の明確化について、学校法人東洋大学としての意思決定は、「学校法人東洋大学寄附行為」に基づき、理事会が最終議決機関、評議員会がその諮問機関として位置付けられている。また、「学校法人東洋大学常務理事会の業務及び運営に関する規則」により、常務理事会が理事会から執行を委任された事項について、審議決定することが定められている。

理事会及び常務理事会の業務は、「学校法人東洋大学理事会の業務及び運営並びに理事の職務に関する規則」及び「学校法人東洋大学常務理事会の業務及び運営に関する規則」にそれぞれ定められているが、本学の校務をつかさどる学長は、在職中理事となり、理事会構成員であるとともに、常務理事会の構成員として学校法人東洋大学の意思決定に参画している。

また、「東洋大学学長の校務に関する規則」により、学長は、校務に関連する常務理事会の審議が必要な事項について、常務理事会に諮ることが求められている。

これらの諸規程において、教学組織と法人組織における権限及び責任を明確にするとともに、連携を図り、運営している。政策の執行状況確認は、ITを有効活用し、法人全体の情報共有を図るchatツールやワークフローシステム等で行っている。

本法人では、ダイバーシティ推進のため、東洋大学SDGs推進センター内に、ダイバーシティ&インクルージョン推進プロジェクトを2023年4月に発足し、全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備している。

以上より、当該原則を遵守している。

遵守原則 4 - 2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	本法人の財務基盤を健全なものにしてきたのは、収入の大半を占める学生生徒等納付金を確実に確保してきたことに加え、財政健全化を維持しながら教育研究に資するための人件費及び教育研究経費、管理経費等の予算配分に配慮してきたためである。 一方、学生生徒等納付金以外の収入確保策として様々な方策を組織的に行っている。 外部資金の獲得状況については、募金課を設置し、それまで僅少であった寄付金を広く募る体制整備、用途指定型の寄付金の制度化を行っている。また、外部資金による研究を強力に推進すべく、研究推進部を設置している。科学研究費補助金獲得のための調書チェックの実施、外部研究費の探索・マッチング支援、研究計画調書の作成支援、また研究費獲得に関する支援を担うURAの活用等を行っている。これらにより、外部資金の獲得額は年々増加、成果の情報公開も積極化している。 さらに、国際化の事業を推進している。学内外者対象の英語講座及び日本語講座、海外大学向けのショートプログラムの実施、授業料徴収型の交換留学生の受入れ、国際交流宿舍の運営等による収入は年々増加している。 加えて、財務活動における重要な業務のひとつに資産運用がある。本法人の運用方針は極めて安全志向であり、安定的な収益を確保している。 産官学等の連携の方針に基づき、受託研究・共同研究・技術協力・技術移転・スタートアップ支援等による企業との連携や政策形成における行政機関との連携について、専門人材を活用しつつ産官学連携推進センターが中心となって推進している。 そのほか、各キャンパスの地域との連携を図っており、各自治体との連携に関する包括協定を締結し、地域社会の発展や教育研究の発展に資する取り組みを進めることとしている。 また、社会貢献センターに、生涯学習部門と社会貢献部門を置き、生涯学習部門では、全国講師派遣事業、公開講座（東洋大学フィロソフィアアカデミー含む。）、資格取得講座を主に展開しており、社会貢献部門では、地域活性化活動支援事業、災害復興

支援事業、学生による社会貢献及びSDGs活動を中心に展開している。

これらの体制により、外部機関との連携を推進している。

本法人は、コンプライアンスの違反行為の発生や被害拡大の防止の観点から、法人役員、法人と雇用関係にある全ての教職員を対象として、法令、学内諸規則、「学校法人東洋大学行動規範」に違反する行為またはその恐れがある行為の早期発見と速やかな是正措置及び公益通報者の保護を目的とした、「学校法人東洋大学公益通報に関する規則」を制定し運用している。

また、大学ホームページにおいて、公益通報の有用性、通報方法、相談方法等について周知している。公益通報及び相談窓口は、学内窓口（内部監査室に設置）のほか、専用ホットラインにより、電話又はWebで通報できる外部窓口を設置し、通報者の保護及び通報の躊躇を軽減する環境を整えている。

防災・危機管理の体制については、「学校法人東洋大学防災計画に関する規程」に基づき、総合防災対策委員会を年1回開催している。地震、火災等、有事が発生した場合は、被害を最小限に止めるため、全キャンパスに自衛消防隊を編成することとしている。

法人の運営において、大きなリスクに対しどのように備え、いかに事業の継続を担保するかが不可欠であり、予期せぬ事態への対策、危機管理体制を再整備する。また、業務が多様化、複雑化するなか、学校関係法令のみならず、あらゆる業務において、法的なリスクを伴うことが少なくないため、法人顧問弁護士による法律相談業務を行うことにより専門的な知識に基づいた助言機能を強化し、予め法的観点からリスクを減らす対策を講じている。

また、本法人では「学校法人東洋大学ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、その規程に基づき、ハラスメントの事前防止と問題解決の対応方策についてガイドラインに明示し、ハラスメントを防止するための必要措置を講じている。

本法人においては総務担当常務理事が情報統括責任者を務め、その下に情報セキュリティ対策本部を組織し、「学校法人東洋大学情報セキュリティポリシー」等の情報システム関連規程に基づき適切性及び運用管理状況について情報セキュリティ対策本部会議の中で検証している。情報システムへのアクセス権限管理は統合ID管理システムと各システムの連携により管理を行っている。

以上より、当該原則を遵守している。